

専決処分 の 報告 及び 承認 を 求める こと について

(島根 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正)

1 改 正 要 旨

令 和 6 年 人 事 院 勧 告 の 状 況 等 を 総 合 的 に 勘 案 し、 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 について、 改 正 を 行 う も の。

2 改 正 内 容

(1) 給 料 表 の 改 正 (令 和 6 年 4 月 1 日 から 適 用)

会 計 年 度 任 用 職 員 給 料 表 の 給 料 月 額 を 次 の と お り 改 正 す る も の。

ア 1 級 1 号 から 93 号 給

改 正 前 162,100 円 ~ 249,400 円

改 正 後 183,500 円 ~ 258,100 円

イ 2 級 1 号 から 125 号 給

改 正 前 208,000 円 ~ 305,200 円

改 正 後 230,000 円 ~ 308,500 円

(2) 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 の 改 正

会 計 年 度 任 用 職 員 に 支 給 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 の 額 の 算 出 方 法 を 次 の と お り 変 更 す る も の。

ア 令 和 6 年 12 月 1 日 から

改 正 前 期 末 手 当 基 礎 額 × 在 職 期 間 に よ る 割 合 × 100 分 の 122.5

勤 勉 手 当 基 礎 額 × 勤 務 期 間 に よ る 割 合 × 100 分 の 48.75

改 正 後 期 末 手 当 基 礎 額 × 在 職 期 間 に よ る 割 合 × 100 分 の 127.5

勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の51.25

イ 令和7年4月1日から

改正前 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の127.5

勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の51.25

改正後 期末手当基礎額×在職期間による割合×100分の125

勤勉手当基礎額×勤務期間による割合×100分の105

(3) 通勤に係る費用弁償の改正

通勤に係る費用弁償の1か月当たりの支給限度額を15万円に引き上げるもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日等

- (1) 上記2の(1)及び2の(2)のイについては公布の日から、2の(2)のイ及び(3)については令和7年4月1日から施行する。
- (2) 上記2の(1)については令和6年4月1日から、2の(2)のイについては令和6年12月1日から適用する。
- (3) 改正前の条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。